

第 1 7 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 1 2 月 1 6 日開会

令和 6 年 1 2 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年12月16日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第17回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山吉典 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	
6 番 木村彰博 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員	

欠席通告委員（1名）

1 3 番 古畑功一 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農政課 主任 久米夏樹

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第2号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第3号 | 非農地証明の報告について |
| 報第4号 | 農地法第3条の規定による許可の取消しについて |
| 報第5号 | 農地法第5条の規定による許可の取消しについて |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第17回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、農業委員会憲章の唱和を18番 鈴木晃子委員のご発声にてよろしくをお願いします。
(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

山形県の農業委員会大会、ご苦労さまでした。市議会議員との懇談会についても大変ご苦労さまでした。

また、11月27、28日と全国の農業委員会会長の代表者集会がございまして、27日については農業者年金の推進セミナー、県選出の国会議員に対しての要請活動ということで要望書を提出、意見交換会を行いました。28日には、全国農業委員会会長代表者集会があり、活動事例報告として寒河江市の農業委員会が地域計画についての発表を行いました。

あと、今日の新聞を見ますと、米のスポット価格については、コシヒカリ33,000円と出ていたようで、新潟のコシヒカリ、関東のコシヒカリについても29,000円と値段が出ていたようであります。今までの倍の値段がついているということで、やっぱり米の集荷が思うようにいっていないという状況のようであります。特にコシヒカリについては、各県、産地が収穫量が減ってきていると。減ったというか収穫量がないということのようでして、山形県についてもそれを含んだ価格がつくか分かりませんが、そういう状況のようであります。

あともう一つ、先月18日に天童市の農業委員会が、当農業委員会に視察研修に来られました。当日、私が13市の農業委員会の会長会が山形市でありましたので、代わりに職務代理に対応していただきました。研修内容については、親元就農と、農業委員会で行っている新規就農者に対する激励金の制度についての研修であったようです。親元就農については、今まで親元就農に対していろんな支援がなかったということで、米沢市として独自に行っているわけではありますが、国でも親元就農に対してはかなりの支援をするということが出ておったようであります。特に農業機械とか更新とか、いろんな施設に対して、3分の2の助成を出すという。それを国、県、市ということで合わせてありますが、そういうのを出して支援をしていくようであります。詳しくは決まったのか、予算の中でそういうことを出すということで、あとは5年水張の見直しをするということも農林水産大臣が言っておりますので、多分いろんな見直しが出てくるんじゃないかと思っていますところであ

ります。

以上であります。本日は大変ご苦労さまでございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は18名であります。欠席通告は、13番 古畑功一委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第17回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、16番 相田市三郎委員、17番 伊藤俊浩委員を指名いたします。

続いて審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について、事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について。1番の前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地の状況についてですが、対象農地は、昨年度のパトロールの結果を受けて遊休農地対策委員会にて新規の遊休農地としたものになります。これらの農地の所有者に意向調査を行った結果及び今年度改めてパトロールを実施した結果について記載しております。

遊休農地の解消に向けた活動について、意向調査や非農地判断等の対応を含めて、遊休農地対策委員会で協議いただきながら対応していきたいと考えております。

2番の遊休農地（新規確認分）については、今年度のパトロール結果を基に、遊休農地対策委員会にて新規発生分として確認を受けたものになります。今後は、この対象農地について改めて遊休農地対策委員会にて確認をいただきながら、意向調査を行う予定となっております。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、以上で報第 1 号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

 次に、報第 2 号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原主査。

宮原主査 報第 2 号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、につきましては、番号順に各担当のほうから報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、順番に報告を願います。なお、意見並びに質問は報告後に一括してお願いいたします。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 1、農地法第 3 条について、ご報告いたします。パトロールの対象地は計 14 件で、地名及び土地の表示につきましては、記載のとおりとなります。耕作状況は、おおむね適正に管理、耕作されておりました。

 以上、ご報告いたします。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 私からは、2 の農地法第 4 条・5 条について、報告いたします。パトロール箇所、事業の状況等については、議案書記載のとおりです。事業完了したものについては、転用目的のとおりに事業が行われております。また、未着工のもの等については、引き続き定期的な状況報告書の提出を促していきます。

 以上でございます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 3、農用地利用集積計画。氏名、代表地番等については、記載のとおりです。耕作の状況につきましては、全て耕作されておりました。

 以上、ご報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、以上で報第 2 号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

 次に、報第 3 号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案

の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第3号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号23号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 1, 265.00㎡です。

受理番号23号 申請人 ○○○○ 相続財産清算人 △△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和55年頃です。申請理由は、昭和55年頃より住宅敷地として利用しており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第3号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査

(挙手)

議 長

丸田主査。

丸田主査

報第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、農地法第3条の規定による許可の取消しが下記のとおりありましたので、報告いたします。

令和6年9月開催の第14回定例総会で許可になりました、許可年月日、令和6年9月17日、指令番号、指令第21号及び指令第22号の計2件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。取消しの理由は、33㎡分を交換登記しようとしたが、地積不明により登記ができなかったためです。

以上、ご報告いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

次に、報第5号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査 報第5号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて、農地法第5条の規定による許可の取消し下記のとおりありましたので、報告します。

令和5年2月15日付で許可となった指令農委第48号の1件です。申出人及び土地の表示等については記載のとおりです。取消しの理由は、風力発電事業の実施検討を終了し撤退することとなったためです。なお、実施状況については、賃貸借のため所有権移転等はなく、事業は未着工となっております。

以上、よろしくお願いします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第5号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

12番 (橋本政美委員 挙手)

議長 12番 橋本委員。

12番 次に私の案件がありますので、退席します。

(橋本政美委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号42号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち、受理番号42号について説明いたします。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため農業委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ4筆 7, 440.00㎡です。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

なお、受理番号42号及び受理番号44号ですが、○○○○の名前が記載されておりますが、別人となっていることをご報告いたします。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号42号について、議案書のとおり確認することに異議

ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、の受理番号 42 号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

(橋本政美委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号 42 号を除く受理番号 33 号から 46 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号 42 号を除く 33 号から 46 号の計 13 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田 42 筆 96, 376. 00 m²、畑 1 筆 1, 145. 00 m²、合計 43 筆 97, 521. 00 m²です。

受理番号 33 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 34 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 35 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 36 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 37 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 38 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 39 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 40 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 41 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号 43 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号42号を除く受理番号33号から46号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、ただいまの受理番号42号を除く受理番号33号から46号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号30号から35号の計6件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田19筆 9,680.17㎡、畑2筆 381.00㎡、合計21筆 10,061.17㎡です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による贈与です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小の使用貸借権です。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号３４号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号３５号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小の賃貸借です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号３０号から３５号を上程いたします。

３ 番

(山王堂民栄 挙手)

議 長

山王堂委員。

３ 番

３番 山王堂です。それでは、受理番号３０号についての調査結果を報告いたします。

渡人、受人等の詳細は議案書記載のとおりです。渡人の要望による贈与、親族間の贈与の申請であります。調査は１１月３０日に受人、△△△△さんより電話にて行いました。渡人の○○さんは子供が３人いますが、県外にいたるために農業を継承する予定がないことから、○○さんが所有する全ての農地を、農業を営んでいる本家の△△さんに贈与するということです。△△△△さんは７７歳で高齢ではありますが、まだまだ農業ができるということです。また、息子さんが同居しており、将来は農業に従事するものと思われます。許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、３１号。

１ ７ 番

(伊藤俊浩委員 挙手)

議 長

伊藤委員。

１ ７ 番

１７番 伊藤です。報告します。

親子間の使用貸借で、○○○○さんが高齢のために息子の△△さんへ使用貸借ということで、本年も水稻作付がされております。１２月１日に電話にて△△さんに確認しました。許可相当と考えます。よろしく願いいたします。

議 長

続いて、３２号。

１ ６ 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

１ ６ 番

１６番の相田です。議第２号、受理番号３２号について調査結果を報告いたします。

この案件は売買による申請です。申請人、土地の表示は議案書のとおりです。申請地は塩井小学校の校門の手前１５０メートルのところ です。１２月１日に渡人、受人の２人を訪問して申請地を確認し、それぞれ２人から話を

聞いてきました。この案件は、渡人の〇〇〇〇さんが、条件が悪く狭い畑で、受人の△△△△さんの自宅及び畑に隣接していることから、お願いして購入してもらったということでした。問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

続いて、３３号。

１０番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

遠藤委員。

１０番

１０番 遠藤です。私から議第２号の３３号について調査結果を報告いたします。

農地を売買する案件です。調査は１２月２日に行いまして、現地確認もしてきました。申請地は、大字竹井の木和田に共同墓地があり、その交差点の西北に位置するところであります。既に△△△△さんがこの土地を長年にわたり無償で耕作をしておりましたが、相手方の要望により、今回この土地を△△△△さんに買っていただきたいという旨のお話があり、このような取引が行われるということでもあります。何も問題もなく許可要件を満たしておりますので、本件のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

続いて、３４号。

７番

(鈴木和義委員 挙手)

議 長

鈴木委員。

７番

７番 鈴木です。番号３４号を報告いたします。

売買に関する案件でございまして、内容は議案書のとおりとなっております。場所は、オフィス・アルカディアのちょうど西側に当たりまして、現在、△△△△さんが耕作している水田に隣接しています。△△さんも一生懸命頑張っているようですので、何も問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

続いて、３５号。

１９番

(桐澤林右衛門員 挙手)

議 長

桐澤委員。

１９番

１９番桐澤です。３５号について説明いたします。

調査は１１月２５日に貸人、借人の〇〇さんと△△さんに会い、〇〇さんは高齢のために、隣接する△△△△さんに作ってもらうということです。土地の表示、申請人については記載のとおりです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号３０号から３５号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 30 号から 35 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議します。

 受理番号 24 号から 25 号の計 2 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ 2 筆 518.00㎡です。

 受理番号 24 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の 3 種農地です。

 受理番号 25 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 外 1 名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは集落接続の 1 種農地です。

 以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号 24 号から 25 号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5 番 宮崎です。受理番号 24 号の案件につきまして、調査結果を報告させていただきます。

 場所は、申請地 No. 24 をご覧いただければと思います。渡人及び受人は記載のとおりとなっております。受人の△△△△さんですが、斜め向かいにあります通町の松川小学校東側にあるセブンイレブン通町店さんを経営されており、駐車場が手狭になってきており、繁忙時間帯にお客様の駐車場及び従業員用の駐車場として約 12 台ほど使用されたいということで、近隣の土地を求めたいという内容の案件となっております。12 月 2 日、私現地調査をしまいいりまして、行政書士の○○さんとも確認しまして、申請のとおりだということで確認させていただきました。事前着工もございましたの

で、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、25号。

4 番 (佐藤政和委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

4 番 4番 佐藤です。受理番号25号につきまして調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示については議案書のとおりでございます。借人、貸人の〇〇さんは親子関係にありまして、借人の△△△△さんと〇〇〇〇さんが別暮らしをするということで、新しく住宅を同敷地内に建てるということで、地図のNo.25をご覧くださいと思います。この一部分はまだ畑ということになっておりますので、ここを宅地転用しまして住宅を建てるということでございます。事前着工もなく許可相当と判断いたしましたので、皆さんにご審議をよろしく願いしたいと思います。

議 長 それでは、ただいまの受理番号24号から25号について意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号24号から25号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 4 番 (佐藤利夫委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

1 4 番 14番 佐藤です。私の案件がございますので、一時退席をさせていただきます。

(佐藤利夫委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号18号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号18号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ13筆 21, 424.00㎡、合計も同様です。

受理番 18 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号 18 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画についての受理番号 18 号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(佐藤利夫委員 入室)

議 長

それでは、先の 1 件を除く受理番号 1 号から 21 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主査
議 長
須貝主査

(挙手)

須貝主任。

議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議します。

受理番号 18 号を除く 1 号から 21 号の計 20 件です。内訳は、売買による所有権の移転が 2 件、新規の貸借権の設定が 13 件、貸借権の再設定が 5 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 74 筆 165, 784. 85 m²、畑 1 筆 1, 145. 00 m²、合計 75 筆 166, 929. 85 m²です。

受理番号 1 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 2 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

ては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の1件を除く受理番号1号から21号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、先の 1 件を除く受理番号 1 号から 2 1 号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第 5 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原主査。

宮原主査 議第 5 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は、本日提出者であります米沢市より農政課職員の出席がありますので、担当職員が説明を申し上げます。

議 長 久米主任。

久米主任 農政課の久米です。私から、米沢農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

今回の変更は、農用地区域からの除外による計画の変更 5 件です。

それでは、1 号の申請について説明します。

除外要望申請者は、〇〇〇〇で、駐車場の設置に伴う農用地区域からの除外申請です。申請地は浅川の 3 筆、現況地目は休耕田で、除外要望面積は 5 5 4 m²です。当該地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業として昭和 6 3 年に県営ほ場整備事業、平成 2 7 年度に国営米沢平野二期農業水利事業が完了しております。

要望者は、要望地西側にある〇〇〇〇を営む者であり、駐車場が不足しているため駐車場用地を検討したところ、周辺地域は山と住宅に囲まれており、当該要望地以外の代替地は考えられないため、当該要望地の除外申請に至っております。具体的な転用計画があり、当該要望地の近隣には山と住宅等が立ち並び、当該要望地以外では駐車場として代替できる土地がないものと判断しました。周辺耕作者には事前に説明し同意を得ており、当事業では排水・路面の舗装は行わないことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると判断しました。

続きまして、2 号の申請について説明します。

除外要望申請者は、〇〇〇〇で、アパート建築に伴う農用地区域からの除外申請です。申請地は川井の 1 筆です。現況地目は休耕田、雑種地で、除外要望面積は 4 5 1 m²です。

なお、本件に関しまして要望者から顛末書が提出されておりますので、ご説明いたします。除外要望申請の際、現在駐車場として使用している土地が

農振農用地であることが分かり、除外手続を経ないまま使用しているということが判明しました。水路の位置が公図と現況で異なっており、当該部分まで農振農用地区域外だと認識し、整備して使用していたとのことです。今後このようなことがないように十分注意していくとのことで、今回は要望を受け付けることに至りました。

当該地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業として昭和43年に県営ほ場整備事業、平成27年度に国営米沢平野二期農業水利事業が完了しております。

要望者は隣接地でアパートを有しており、当地区にはアパート需要があるため、アパートの新築を計画しています。現アパート及び新築アパートを管理する上で、また、環境整備の面においても隣接していることが最適であり、要望地の除外申請に至っております。具体的な転用計画があり、現アパート及び新築アパートを管理する上で隣接する土地でないと業務効率が落ちることから、要望地以外では代替できないものと判断しました。周辺耕作者には事前に説明し同意を得ております。当事業では排水・路面の舗装を行うため、事前に周辺の土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼさないよう、厳重に注意して実施するよう指導しており、既に水路の付替えについては維持管理組合の同意、利害関係者の付替えに関する同意を得ております。以上のことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると判断しました。

続きまして、3号の申請について説明します。

除外要望申請は、〇〇氏夫妻からです。住宅の建築に伴う農用地区域からの除外申請です。申請地は六郷町桐原の1筆です。現況地目は雑種地で、除外要望面積は66㎡です。

なお、本件に関しても要望者からの顛末書が提出されておりますので、ご説明します。除外要望申請の際、現在宅地の一部として使用している土地が農振農用地であることが分かり、除外手続を経ないまま使用していることが判明しました。当該部分は、20年以上前に土地の境界をしっかりと確認せず施工してしまったため、宅地部分を超えて農用地部分も含んでしまったものと思われております。今後このようなことがないように十分注意していくということで、今回は要望を受け付けることになりました。

具体的な転用計画があり、実家と徒歩圏内で移動できる距離での候補地では所有者の同意が得られず、地権者（親）からの同意が得られた要望地以外では代替できないものと判断しました。

要望者は、当該要望地の隣接地の実家で同居している者であり、当該要望

地に住宅新築を計画しています。住宅建築後も実家で子供の面倒を見てもらうため、実家と徒歩圏内で移動できる距離での建築が必要と考え、実家近くで建築に適した土地を検討しましたが、実家の周囲は農用地区域に指定されていること、道路向かいも道路沿いは農用地区域になっており、それ以外の周辺で検討しましたが、土地所有者の同意が得られず、選定に至りませんでした。そこで、実家の土地と実家所有の農地を一部分筆し、住宅を新築するため、要望申請に至っております。

周辺耕作者には事前に説明し同意を得ております。当該事業計画に関係し、周辺の土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼさないよう、厳重に注意して実施するよう指導しております。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上で隣接する水路に放流し、雨水は敷地内で地下浸透させ、敷地外への流出をないようにする、計画区域内は土留めし、土砂の流出を防止する措置を取るという計画があることから、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと判断しました。周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると判断しました。

続きまして、4号の申請について説明します。

除外要望申請は〇〇氏からで、資材置場の拡張に伴う農用地区域からの除外申請です。申請地は東大通3丁目の2筆です。現況地目は畑、除外要望面積は434㎡です。当該地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業として平成27年度に国営米沢平野二期農業水利事業が完了しております。

要望者は、隣接地を資材置場として使用しており、資材置場拡張のため当該要望地を資材置場とすることを計画しました。資材置場拡張のため、隣接地に用地を確保しないと著しく業務効率が悪いことから、当該要望地の申請に至っております。具体的な転用計画があり、資材置場拡張のため当該要望地以外では代替できないものと判断しました。周辺耕作者には事前に説明し同意を得ており、当事業では約1.2メートルの盛土を行います。土留めによる法面の保護を行う計画があり、路面の舗装は行わないことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると判断しました。

続きまして、5号の申請について説明します。

除外要望申請者は、〇〇〇〇です。資材置場にするための農用地区域からの除外申請です。申請地は梓川の2筆です。現況地目は畑で、除外要望面積は160.8㎡です。当該地は、都市計画区域外、周辺地域の農業関連事業として昭和42年に県営ほ場整備事業が完了しております。

要望者は、隣接地である会社所有地（宅地）を併用地として当該要望地を資材置場とすることを計画しています。会社の近くに農振除外地の適当な土地がなく、除外面積を最小にできる当該要望地の申請に至っております。具体的な転用計画があり、会社所有地を併用地として資材置場とするため、当該要望地以外では代替できないものと判断しました。周辺耕作者には事前に説明し同意を得ており、当事業では約1メートルの盛土を行いますが、土留めによる法面の保護を行う計画があり、路面の舗装は行わないことから、周辺農地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると判断しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、要望番号1号から5号を上程いたします。

1 0 番

（遠藤伊一委員 挙手）

議 長

遠藤委員。

1 0 番

私から、議第5号の農振について1号と5号の意見ということで報告いたします。

今、農政課から細かに説明があり、除外要件を満たしているということで、中身については問題はないと思います。1号についてですが、浅川の〇〇〇〇〇というお寺があり、檀家の方も大勢お寺を利用する際に車で来ているものですから、駐車場が足りないということで、以前にも、申請地の裏側の北側にも駐車場を増設しておりまして、今回もその南側に駐車場を設けたいということでもありますので、ぜひ檀家の皆さんの不便を解消するためにも大丈夫かなと思って見てきましたので、よろしくお願いしますと思います。

あと、5号。場所については、上郷小学校の北側に位置するところで、プールがありまして、その北側です。〇〇〇〇さんが購入したんですが、宅地として買ったわけでありまして、北側に畑が隣接してあったということで、その畑を含めて今回盛土をして資材置場として使いたいという申請でありまして、事前着工もなく、問題はないと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

議 長

続いて、2号。

7 番

（鈴木和義委員 挙手）

議 長

鈴木委員。

7 番

鈴木です。2号についてご報告申し上げます。

内容は農政課からの説明のとおりでありまして、11月29日に現地の確認をいたしました。事前着工等もなされていませんでしたし、周辺農地への影響等はないかと思われます。また、水路の付け替えですけれども、ちょう

ど中央道の側道側のほうに水路を付け替えるという内容でございました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

続いて、3号。

1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

長谷部委員。

1 5 番

1 5 番 長谷部です。場所は桐原の十字路から東に500メートル行ったところ。先ほど農政課から詳しい説明がありましたが、要望地に住宅を新設するという計画です。周りの農地所有者に対して事前に計画を説明し、同意を得ているということでした。また、生活排水についても浄化槽を設置して地域区域内もちちゃんと土留めをして流出しないように計画しているようです。あと、農業生産基盤事業計画から8年以上が経過し、事前着工もなく、除外の要件を満たしているものと思われますので、審議のほどよろしくお願いします。

議 長

続いて、4号。

5 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

宮崎委員。

5 番

5 番 宮崎です。4号について報告させていただきます。場所は、地図を先ほどご覧いただきましたとおり、ファミリーマートの万世町片子店の南側の土地となっており、周辺も住宅街となっております。11月30日に現地確認に行ってきたして、事前着工もございませんでした。また、周辺隣接地を既に資材置場として利用されており、確かにその土地が必要であると思われました。周辺農地への影響もないと思われ。よろしくお願いします。

議 長

ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、1号から5号について、意見なしとすることに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、1号から5号について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何か発言ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、2のその他を終了し、以上で本日の第17回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年12月16日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

相田 市三郎

議事録署名委員

伊藤 俊浩